被害が生じた場合における補償について



ロボットタクシー導入等に向けた自動運転における自賠法上の損害賠償責任に関する検討会について(概要)

国土交通省

1. 本研究会の経緯・目的

○ ロボットタクシー導入(令和8年初頭予定)等に向け、**自動運転における自賠法上の損害賠償責任について論点整理の上、とりまとめ を行う。**

2. 検討事項

- 平成30年の「自動運転における損害賠償責任に関する研究会[※]」において、自動運転における自賠法上の損害賠償責任について、一定の整理を行ったところであるが、「特定自動運行に係る許可制度の創設(令和5年4月)」により、<u>旅客運送事業者及び特定運行実施者が協同して旅客運送を行うビジネスモデルの登場が想定</u>されているため、<u>当該2者が協同で旅客運送事業を実施する場合における両者の運行供用者責任の</u>在り方について検討を行う。
- ※車両の保有者である運送事業者を運行供用者と、遠隔監視・操作を行う者を運転者(自賠法第2条4項)として観念することができると整理

3. スケジュール(案)

第1回(令和6年10月~11月)

- 1. 本検討会の設置趣旨
- 2. 自動運転を巡る動向
- 3. 自動運転における損害賠償責任に関する研究会報告書(平成30年)
- 4. 自賠法における検討事項

第2回(令和6年12月)

- 1. 日本及び諸外国における自動運転の検討状況
- 2. 管理の受委託の運用の明確化案について
- 3. 論点整理

第3回(令和7年2月)

1. 論点整理案(骨子)

第4回(令和7年3月)

1. とりまとめ

第5回(令和7年6月) ※要すれば開催

4. 委員等

【委員】

·藤田 友敬 東京大学大学院法学政治学研究科教授

- ·金岡 京子 東京海洋大学理事·副学長
- ・古笛 恵子 コブエ法律事務所 弁護士
- ・佐藤 典仁 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
- ・寺田 一薫 福島学院大学マネジメント学部 地域マネジメント学科教授

(敬称略)

【オブザーバー】

- ・(公社)日本バス協会
- ・(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会
- •(一社)日本自動車会議所
- ·(一計)日本自動車工業会
- ·(一社)日本損害保険協会
- •全国共済農業協同組合連合会
- ・その他議題によって検討

・損害保険料率算出機構

·金融庁

·警察庁 ·消費者庁

・デジタル庁

十マケノン

·法務省

1

自動運転における損害賠償責任に関する研究会(概要)

🐸 国土交通省

※平成30年3月にとりまとめ済み

1. 検討事項

レベル3、レベル4の自動運転における自賠法の損害賠償責任の課題について、迅速な被害者救済の確保、負担の納得感、国際的な議論の状況、関係行政機関における制度面の取組み等に留意して検討を行う。

2. スケジュール

第1回:平成28年11月2日(水)

- ・ 自動運転を巡る国内・国際動向について
- ・ 自賠法における検討事項

第2回:平成29年2月28日(火)

- 外国における事故時の責任関係のあり方 の検討等について
- 第1回研究会における議論等について

第3回:平成29年4月26日(水)

論点整理

第4回:平成29年9月27日(水)

・ 各論点についての議論等

第5回:平成30年1月26日 (金)

・ 研究会報告書(素案)について

第6回:平成30年3月20日(火)

・ 報告書のとりまとめ・公表(持ち回り開催)

(委員)

落合 誠一 東京大学名誉教授(座長)

甘利 公人 上智大学法学部教授

窪田 充見 神戸大学大学院法学研究科教授

古笛 恵子 弁護士

福田 弥夫 日本大学危機管理学部長

藤田 友敬 東京大学大学院法学政治学研究

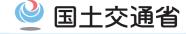
科教授

藤村 和夫 日本大学法学部教授

(オブザーバー)

一般社団法人日本損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、損害保険料率算出機構、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、株式会社三菱総合研究所、一般社団法人日本自動車会議所、一般社団法人日本自動車工業会、一般財団法人日本自動車研究所、一般社団法人日本自動車連盟、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、金融庁監督局保険課、法務省民事局、経済産業省製造産業局自動車課

自動運転における損害賠償責任に関する研究会 報告書(主要ポイント)



- 現在の自賠法は、<u>民法の特則</u>として、<u>運行供用者(所有者等) ※1)</u> <u>に事実上の**無過失責任** ※2)を負わせている</u>
- 平成30年3月にとりまとめた報告書において、当面の間、レベル4までの自動運転システム利用中の事故については迅速な被害 者救済のため、従来の運行供用者責任を維持することとした。

- (※1) 自己のために自動車を運行の用に供する者をいい、自動車の運行についての支配権(運行支配)とそれによる利益(運行利益)が自己に帰属する者と解されている(自賠法第3条)。
- (※2) 運行供用者は、以下の3要件を立証しなければ責任を負う(自賠法第3条)。
 - ① 自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
 - ② 被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと
 - ③ 自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと